

# 一般社団法人地域安全学会における 研究費の不正使用防止対策に関する基本方針

平成 28 年 9 月 10 日  
一般社団法人地域安全学会会長決定

一般社団法人地域安全学会では、研究費を適切に管理し、有効に活用して円滑に研究を進めるため、文部科学大臣決定「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 26 年 2 月 18 日改正）」に基づき、以下のとおり取組みをすることとしました。

今後とも、本学会は研究費を効率的・効果的に活用して、さらなる学術研究の発展を目指すため研究費の適正な使用に向けた取組みを推進していきます。

（責任体系の明確化）

- 1 不正防止対策に関する責任の所在・範囲と権限を明確化し、責任体系を学内外に周知・公表する。

（適正な運営・管理の基盤となる環境の整備）

- 2 事務処理手続きに関するルールや職務権限を明確化するとともに、研究費の管理・運営に関わる学会員・事務局職員の意識向上を図り、抑止機能を備えた環境・体制の構築を図る。

（不正要因の把握と不正防止計画の策定・実施）

- 3 不正を発生させる要因を把握し、それに対応した具体的な不正使用防止計画を策定・実施して、不正発生を防止する。

（研究費の適正な運営・管理）

- 4 適切な予算執行を行うことができるよう、実効性のあるチェックが効くシステムを導入し、研究費の適正な運営・管理を行う。

（情報発信・共有化の推進）

- 5 研究費の使用に関するルール等について相談・告発窓口部署を設置し、不正への取り組み方針等を外部に公表する。

（モニタリング）

- 6 研究費の不正使用が起きる可能性を最小にするため、実効性のあるモニタリング体制を整備・実施する。